

岡山大学自然生命科学研究支援センター分析計測・極低温部門
分析計測分野運営会議内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学自然生命科学研究支援センター分析計測・極低温部門分析計測分野内規第6条第2項の規定に基づき、岡山大学自然生命科学研究支援センター分析計測・極低温部門分析計測分野運営会議(以下「運営会議」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 分野長
- 二 岡山大学自然生命科学研究支援センター分析計測・極低温部門分析計測分野内規第5条に規定する機器管理責任者
- 三 専任教員
- 四 その他分野長が必要と認めた者

(審議事項)

第3条 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 機器の管理及びその運用に関する事項
- 二 機器の利用及びその講習に関する事項
- 三 その他分野の運営に関する重要事項

(委員長)

第4条 運営会議に委員長を置き、分野長をもって充てる。

(会議の招集及び議長)

第5条 委員長は、運営会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 運営会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、自然系研究科等事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、運営会議会に関し必要な事項は、分野長が別に定める。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。